

第20回 奈良県税制調査会 議事要旨

- 1 開催日時 令和2年9月2日(水) 午後4時～午後4時50分
- 2 開催場所 奈良県庁5階 第一応接室
- 3 出席者 委員：林座長
(Web出席)上村委員、佐藤委員、下山委員、鈴木委員、竹本委員、横山委員
県：荒井知事、村井副知事、末光副知事、山下総務部長、
枅井公室長、榎田水循環・森林・景観環境部長
石井医療・介護保険局長
事務局：舟木総務部次長、箕輪税務課長
- 4 議題 ■「奈良県森林環境税」について諮問
■「法人県民税特例制度」について諮問
■奈良県における国保改革の取組について(報告)
■診療報酬に係る厚生労働大臣への意見について(報告)
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 議事概要

■「奈良県森林環境税」について

<林座長>

これについては何度か議論をさせていただいて、説明も受けていたところ。

今振り返ってもらった森林環境税について、他にもいろんなご意見があったが、それらを踏まえて、後程諮問を正式にお受けした後に、これらの議論も踏まえた形で答申を作成していくという手順になっていくと思う。

■「法人県民税特例制度」について

<林座長>

議論については、以前のこの会で説明、質問いただいた内容についてまとめてもらっているところ。

これも先ほどと同様に、県の考えも含めて、それからこれまでの議論を踏まえて、調査会からの答申をまとめていくということで、その前提で、諮問をお受けするということにしたい。

それではこの2件については、本日諮問を受け取りして、答申の作成に当たっていくということにさせていただきたい。

二つの諮問に対するものとして、答申案を作るが、私の方でたたき台を策定して皆さんにもんでもらうという形で進めて参りたい。

■奈良県における国保改革の取組について(報告)

■診療報酬に係る厚生労働大臣への意見について(報告)

<林座長>

以前に一度この税制調査会で国民健康保険について、ご報告をいただいたことがありまして、それ以降の状況についてこういう機会なので、教えていただけたらというふうに私の方でお願いをして、今日は資料もついている。担当部局の局長さん、出席していただいておりますので、少しご説明をいただ

きたい。

それからもう一つ、8月末に、県から厚生労働省に意見書「診療報酬に係る厚生労働大臣の意見について」を提出されているのですけれども、佐藤先生の新聞のコメントをさっき見せていただいた。これについても、県の国保関連ということで、あわせてご説明いただけたらとお願いしている。

一つは、国保の平準化、県で統一化していくこと、もう一つは診療報酬の、コロナの関係の対応含めて、今お話いただいた内容について委員の皆さんから何かあれば、発言いただきたい。

<佐藤委員>

今回奈良県が診療報酬の引き上げを求めたということで、読売新聞からコメントを求められたんですけど、やり方はともかくとして、今医療機関の経営状況はかなり悪化しているということ。これをどうするかという議論があって、別の研究会でも話をしている。

でも見方が大きく二つあって、一つが、何も考えずに赤字補填を行うというやり方。

もう一つが、今回の奈良のやり方はこちらの方だと思うが、もう少しその赤字、コスト、医療機関に対する救済が見える化しませんかっていうやり方だと思う。見える化っていうのは、診療報酬制度を上げることによって、もちろん自己負担も1割なり3割なり高まるわけですから、患者さんから見ても負担感っていうのは出るし、なにより制度が変わるので、こういう形で医療機関が救済されてるんだということがやっぱり世の中の的に認知されると思う。

多分今世間では、政府、医師会というべきか、医療業界的に、求めているのはおそらく二次補正10兆円の予備費が上がってるので、その予備費を使った税金の投入。そうなってくるとコストがなかなか見える化しにくい。

一般会計に出ちゃうから、奈良県が長らく問題意識を持っていた、法定外繰入金みたいなわけです。隠れてこっそりと救済しているわけだから。なので、その辺りはある意味、私は読売には奈良県は癪玉を投げたねって言ったのが、いい意味で、ある一つの考え方という気はする。

ただ、やっぱり診療報酬、今回10円を11円上げるというやり方は一つの考え方ではあるが、ただ、すべての医療機関を本当にそういう形で救済しなきゃいけないかというところは学者の間で議論があって、コロナに対応している医療機関に対しては、それだけの重点的な支援を、何もしなかったところは悪いけど、飲食業だって観光業だってお客さん来なくて困ってる。医療業界だけじゃありませんから。なので、そこは他の業界と合わせないといけないんじゃないのっていう議論もあった。なかなか面白い取り組みと思う。

<林座長>

今ちょっと出た法定外繰り入れ、30年度で解消しているが、この解消で、国保の保険料が上がるのか。

<石井局長>

最終的に令和6年度の水準としては、今まで税金で下げてた分のはね返りで上がる部分がある。

<林座長>

解消して当面はどういうことになっているのか。

<石井局長>

国庫補助金を活用して、県が激減緩和措置として、公費で。

<荒井知事>

佐藤先生ありがとうございます。

佐藤先生の影響力大きいから、応援するとかそういう話でなしに、理屈を整理していただいていますので、感謝いたします。

今申し上げました、医療機関が困ってる、減収があったと。それを何で補填するのかということで、減収補填を税金でしろというような意見もある。そうしますと、先生おっしゃったように、医療機関だけではないだろうと。医療機関を、交付金で補填するという考え方はありますけれども、割と広くなるし、そのようなことをするのかどうか、政治的な判断になるかというふうに思います。

もう一つは保険をこのように使えるかどうか。医療費適正化計画に沿って、保険料を取っておりますので、その受診の行動、受診の支払いが少ないと、いってみればプールができる。保険のプールができると、それを使えるかどうかという保険機能の仕様としての論点が、本式だというふうに思う。

医師会は、全国ではやっていいよと、やりたいよとこう別途表明されているようなんですけど、地域では駄目だよとこう言うっておられるので、それは私がちょっと腑に落ちないなど。患者の負担が増

えて、受療行動の抑制になるから、と。これはマーケットの話だから、やってみないとわかりませんよと。そのような、反対の理由を言われて、全国だといいが、地域では駄目だというようなことについては、全国もしないっていうんだったら、筋が通るんですけども、ちょっと腑に落ちない点ということ。

保険機能の使い方という点と、全国でいいのに地域では駄目ってというのはどういう理由かと、その二つが、私のちょっと気になっている点です。

<佐藤委員>

全国知事会としては、全国で一律に上げてくれる分には別に構わないが、各自治体が独自に上げるという選択肢を行使できるということは、逆に将来的には下げるといふ選択肢、ご指摘の通り今回の趣旨とは違うんですけど、やっぱりそこを警戒してるのかなという気がする。

ここは税制調査会なので、診療報酬の議論の場ではないが、今回コロナでよくわかったのは、医療機関のビジネスモデルのあり方自体もやっぱり再考しないといけなくて。

今の医療機関は、患者様が来てやっとな儲かる。特に診療所は。そうではなくて、地域の住民の健康を守って儲かる仕組みにしてあげないと、患者さんが増えたら嬉しい、来ないと困るっていうのは、変な話で。

今の診療報酬が出来高払いだからいけない。大病院では包括払いになるが、イギリスだと、かかりつけ医に対する人頭払いみたいな仕組みもあるので。おそらくこれは大きな話につながる。

今回コロナでいろんなことがわかった。デジタル化遅れてるとか、国と地方は仲がやっぱり悪かったとか、いろんなことがあるが、やっぱり医療のビジネスモデル自体が間違えていて、結果として高い医療費にもつながっているし、こういうことがあると医療経営の悪化につながるということなのかなというふうには思う。

<林座長>

令和6年の、試算された1177億円というのは、コロナ以前に作ったのか。

<石井局長>

平成29年に算出しているもので、コロナ前。

<林座長>

もとに戻るのか、下がってそのままになるのかわからないが。でも統一化していくのを、奈良県でこうやって我々も参加させていただいて、先進的にやっているというのはなかなか良いことだなと私は思った。

何か委員の皆さん、確認事項でもあれば、よろしいか。

前に報告をいただいてその後どうなってるんだろうと私自身もちょっと気にはなっていて、教えていただけて、よくわかった。どうもありがとうございました。

スケジュール的には今日予定していた議題は以上になります。

何か委員の皆さん答申に向けて、何か感想なりご意見なりあれば、今おっしゃっていただいたら。

<上村委員>

今日の資料ですね、きっちり、こういう意見が出て、それでこういうエビデンスがあるのでこういう回答ですっていう、一貫してエビデンスベースの回答の仕方になっていて、なかなか対応すごいなと思いました。

<林座長>

森林の用途ですけど、どこまで具体的に書くか。我々はかなりこういう計画でということは理解してるが、いわゆる答申という時に、どこまで書くのかというのは、ちょっとなかなか悩ましいところかもしれませんので、その辺またご相談しながら進めたいと思う。

議事は以上なんですけど、知事、一言いただけたら。

<知事>

ありがとうございます。

森林環境管理制度は、フォレスター制度というのが、条例で定着しそうでございます。

それとフォレスターアカデミー、開校来年度いたしますけれども、2年コースは10名、1年コースが10名なんですけども、今、50名を超える応募があり、森林のそういう制度についても、就業先についても、思いのほか希望者が多かったなというように思う。

森林は大事だから、環境整備しろよという声はあるんですけど、具体的にどうしていいのか。

私有林を森林組合が守ってるという体裁になってるが、実際はほとんど弱くなってる。森林組合に実際は人がいない。それと伐採届は市町村に義務、権限あるが、伐採届を実際に見ている市町村は全国どこにもないということがわかってきた。それだけ人、とりあえず専門家がいないと。

市町村にフォレスターを就職させることができれば、伐採届のチェックはできるが、効率的ではないので、その市町村の伐採届け義務の権限を、逆移譲してもらって、県のフォレスターがその市町村事務をしよう。県もつぎ足しますから、その費用を市町村分の森林環境譲与税から償ってください、という仕組みで考えている。林先生のおっしゃったように、森林環境譲与税と県の森林環境税の収入や使途、業務を組み合わせような感じで考えている。根本のところは組み合わせ技術なので、ちゃんと言わないとわからないんじゃないかと考えている。

また、うまくいきますようにと期待するなか、フォレスター制度への関心といたしますか、希望が多いということ、ちょっとニュースでございますので、ご報告させていただいて、これまでのご理解に感謝申し上げる次第でございます。

<林座長>

ありがとうございます。

今おっしゃった、組み合わせっていうことだと思う。森林環境譲与税と県森林環境税は、これはこれ、こっちはこれで、それぞれ関係ないことではなくてやっぱり森林は全体なので、もちろん使い分けはあるにしても、いま示していただいたような方向がよりわかりやすいかなと思う。

答申に向けて、答申を作成する段階でまた、来ていただけるのかわからないが、なんらかの形で、この会を開催して、まとめていきたい。

どうもありがとうございました。